国会事項

衆議院

質問書提出

四月二十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

豚肉の差額関税制度に関する質問主意書（森山浩行提出）

ウルグアイ・ラウンド合意における豚肉の扱いに関する質問主意書（森山浩行提出）

イラクに派遣された陸上自衛隊の日報の管理状況に関する質問主意書（宮川伸提出）

会議

四月二十四日（火曜日）　午後一時　本会議

参議院

質問主意書提出

四月二十三日議員から次の質問主意書が提出された。

森友学園に関して二〇一七年二月二十二日に行われた、菅官房長官に対する報告会議に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第八一号）

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三はアメリカ合衆国へ出張のところ四月二十日帰朝した。

国務大臣

世耕　弘成

内閣府特命担当大臣茂木敏充帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を免ずる（四月二十日）

○外務大臣臨時代理

国務大臣

菅　義偉

外務大臣河野太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（四月二十一日）

○財務大臣臨時代理解職

国務大臣

野田　聖子

財務大臣麻生太郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同

野田　聖子

内閣府特命担当大臣麻生太郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を免ずる

○防衛大臣臨時代理解職

同

小此木八郎

防衛大臣小野寺五典帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同

上川　陽子

国家公安委員会委員長小此木八郎海外出張不在中国家公安委員会委員長事務代理を命ずる

同

上川　陽子

内閣府特命担当大臣小此木八郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（防災担当）事務代理を命ずる

（以上四月二十二日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、四月二十三日午前十時十分御出門、日本スウェーデン外交関係樹立百五十周年記念特別展示『ルドベック・リンネ・ツュンベルクーウプサラ博物学三代の遺産より』を御覧のため、ＪＰタワー学術文化総合ミュージアム「インターメディアテク」（千代田区）へ行幸啓、同十一時一分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示

船員法第百条の十五に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第百条の二十八の規定により公示する。

平成三十年四月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　舟山事務所の変更

㈠　事業所の所在地の変更

変更前	118 Jiefang East Road, Dinghai District, Zhoushan 316000, PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA
変更後	No. 619 Dingshen Road, Zhoushan, PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

㈡　変更年月日　平成三十年五月一日

北陸地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年４月25日

北陸地方整備局長　小俣　篤

１　河川の名称　手取川水系手取川

２　河川管理施設の名称又は種類　右岸堤防

３　河川管理施設の位置　石川県白山市白山町レ72番１から石川県白山市鶴来水戸町ネ２番３地先まで

４　管理を行う者の氏名及び住所

氏名　道路管理者　石川県知事　谷本　正憲

住所　石川県金沢市鞍月１丁目１番地

氏名　道路管理者　白山市長　山田　憲昭

住所　石川県白山市倉光２丁目１番地

５　管理の内容

(1)　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2)　路肩に接する法面で、別図に示す範囲内にあるものについての維持

(3)　原則として道路専用施設に係る災害復旧

６　管理の期間　平成30年３月28日から道路の存続する日まで

北海道開発局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成30年４月25日

北海道開発局長　和泉　晶裕

道路の種類	路線名	区間
一般国道	12号	札幌市中央区北１条東２丁目４番１から同市中央区北１条東３丁目２番６までの上り線
一般国道	12号	札幌市白石区本通１丁目北１番２から同市白石区本通１丁目北52番１までの上り線
一般国道	12号	江別市野幌町82番４から同市野幌町76番25までの下り線
一般国道	12号	砂川市西１条北２丁目１番９地先から同市西１条北２丁目16番までの下り線
一般国道	230号	札幌市南区定山渓温泉東４丁目306番10から同市南区定山渓温泉東４丁目306番23までの上り線
一般国道	230号	札幌市南区定山渓温泉東３丁目156番７から同市南区定山渓温泉東３丁目214番１までの下り線

法務

再審による無罪判決の公示

今村愛花（住所鹿児島市皇徳寺台四丁目七六番一号皇徳寺ファーストビルＡ棟一〇二号、介護士、平成八年五月一八日生）に対して、「平成二九年二月二七日法定最高速度を四二キロメートル超えて普通乗用自動車を運転した」との事実につき、略式命令（罰金七万円）が確定していたが、再審の結果犯罪の証明がなかったので、平成三〇年三月二九日無罪の言渡しをした。

旭世田簡易裁判所

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成30年４月25日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成30年４月25日

厚生労働大臣　加藤　勝信

経済産業大臣　世耕　弘成